

受付番号：2019-1-357

課題名：東日本大震災における致死プロセスの解明とそれを活用した効果的な救命・救急・捜索手法および防災啓発・教育ツールの提案

1. 研究の対象

宮城県警察本部の身元確認・検視記録データに該当される方

2. 研究期間

2018年5月（倫理委員会承認後）～2022年3月

3. 研究目的および研究意義

【研究目的】

今後発生し得る巨大地震津波災害において人的被害を軽減することを目標に、本研究は以下の3つの課題に取り組みます。

- ①津波災害における死因をより詳細に分析し、致死に至るプロセス（致死プロセス）を明らかにします。
- ②発災後の効果的な救命・救急および捜索手法を提案します。
- ③津波に巻き込まれることを想定し、致死プロセスを考慮した災害への備えや発災後の避難初動のあり方の提案と防災啓発・教育ツールを開発します。

【研究意義】

本研究の意義は、まず東日本大震災で系統的に整理された犠牲者に関する情報（津波による死因）をより詳細に分析し、津波による致死プロセスを解明する点です。今後発生が懸念されている巨大地震津波災害において人的被害を軽減するために、致死プロセスの解明は重要です。また致死プロセスを解明することにより、発災後の効果的な救命・救急および捜索手法、地域住民に対する防災啓発・教育ツールを開発することができ、実践的防災学の発展に貢献できます。

4. 研究方法

本研究では、まず身元確認・検視記録のデータ分析を実施します。次に、宮城県石巻市南浜地区を事例対象に、津波数値計算や先行研究のヒアリング結果と組み合わせ、致死プロセスを詳細に検討し、この結果を他の沿岸地域にも拡大していきます。最後に、発災後

の効果的な救命・救急および捜索手法の提案、致死プロセスを用いた防災教育・啓発ツールの開発を行います。

本研究は、学内に設置された2つの研究倫理委員会(災害科学国際研究所倫理委員会、医学系研究科倫理委員会)により審査および承認され、研究機関長により実施が許可されております。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

宮城県警察本部から提供された東日本大震災における身元確認・検視記録データ

(項目: 遺体発見場所, 登録住所, 年齢, 死因(大分類, 分類)等)

※データ提供にあたり、宮城県警に対して書簡を出し、正式な手続きを行っております。

また提供されたデータは匿名化情報となっております。

6. 外部への試料・情報の提供

該当なし

7. 研究組織

本学単独研究

8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら、下記連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、説明資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

研究責任者(照会先)

東北大学 災害科学国際研究所・災害リスク研究部門 津波工学研究室

担当者氏名: 門廻充侍(せとしゅうじ) 助教

住所: 〒980-8572 仙台市青葉区荒巻字青葉 468-1

電話番号: 022-752-2090

メールアドレス: setosh@irides.tohoku.ac.jp

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先: 「8. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研

- 究対象者等又は第三者の生命，身体，財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより，当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち，本人の情報について，開示，訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは，本学の役員又は職員が職務上作成し，又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については，東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは，下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

- 2) 1)以外の保有する個人情報については，所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命，身体，財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合